

ウインチ運転者特別教育実施のご案内

千葉県自動車整備振興会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられております。

この講習会では、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行い、学科教育修了時に、「学科教育受講証明書」を交付いたします。

※ 後日、事業場にて「巻き上げ機の運転、荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施していただき、事業者の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」を送付していただければ、労働安全衛生法で定める「巻き上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了証」を交付いたします。

- 実施日：平成31年2月1日（金）
受付 9:00～9:25 講習 9:30～17:00
- 開催場所：千葉県自動車会館 教育センター 千葉市美浜区新港171番地1
- 受講対象者：車積載車のウインチ操作を行う方
- 募集定員：30名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 受講料：会員価格 6,000円（テキスト代含む）
- 持参品：電卓、筆記具、昼食、受講料
- 申込方法：「受講申込書」にてFAXでお申し込みください。
※ 1月25日（金）までに受付確認FAXを送付いたしますのでご確認ください。
また、返信がない場合には、お手数ですがお問合せください。
- 問合せ先：教育部 TEL 043-241-7247

ウインチ運転者特別教育 受講申込書		2月1日実施	
FAX		043-244-5713	
認証番号		事業場名	
TEL番号		FAX番号	
フリガナ 受講者名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
		様	

修了証書に使用いたしますので、正確に記入をお願いいたします。